

ID: 86

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	入会許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町児童クラブ条例 第7条		
例 規 番 号	平成15年 条例第17号		
<p>【根拠条文】 (許可の取消し等) 第七条 町長は、次の各号の一に該当する場合は、入会の許可を取り消し、又はクラブの利用を一時停止させることができる。</p> <p>一 児童が第三条に定める入会の資格を失つた場合 二 正当な理由なく負担金を滞納した場合 三 前二号に掲げるもののほか、町長がクラブの管理運営上支障があると認める場合</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日